

人権の意識と課題

～人権問題の基本的理解～

(公財) 東京都人権啓発センター 元講師
東京都福祉人材センター「登録講師派遣事業」研修講師
小嶋 洋昭

本研修の目的

○民生委員・児童委員の皆さまの活動を支えるのは「人権尊重と人権擁護」の心。

○身の回りの多様な人権の諸問題についての理解と認識をさらに深めることで、
これからの地域活動の一助としていただきたい。



一 「人権」「人権意識」って何だろう？

1. ちょっと立ち止まって！
2. 「人権」の2つの本質的価値（A, B）
3. 「世界人権宣言」について
4. 日本国憲法は「基本的人権」を保障

二 人は、なぜ「差別」をするのか？

1. 「差別」とは？
2. 「差別」の《具体的な行為》
3. 「差別」を生む《要因》とは？
4. 心掛けたい適切な表現
5. 「差別」に共通するもの（本質）

三 東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」
2. 東京都が掲げる主な「人権施策推進分野」

《視聴覚教材視聴》

四 様々な人権テーマ

1. 新型コロナ感染症と人権
 - ・心に潜む「感染症」を取り除く
2. 同和問題の解消に向けて
 - ・部落差別の社会的現実
 - ・部落差別解消推進法」施行
3. 高齢者・障害者・児童の「虐待問題」
 - ・「虐待」の現状
 - ・「虐待」の5つのパターン
 - ・虐待「早期発見」の重要性と国民の「通報義務」
 - (1)「高齢者虐待防止法」について
 - (2)「障害者虐待防止法」について
 - (3)「児童虐待防止法」(改正法施行)について
4. 性的マイノリティ（LGBT）の人権
 - ・LGBTに該当する人の比率
 - ・国や自治体による改善への動き
 - ・「カミングアウト」と「アウティング」
5. 災害に伴う人権問題

五 地域のつながりを強めるために

1. 基本は「傾聴」の姿勢
2. 対応のマナーとコミュニケーション

一 「人権」「人権意識」って何だろう？

「人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産」 出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

- 「人権」は「人の権利」のこと。人間として生きていくために、なくてはならない権利
 - ・ その目的は、人間らしく、自分らしく生きるためのもの。
 - ・ 日本の「憲法」は国民の人権を「基本的人権」として保障している。
 - ・ 「子ども」から「高齢者」までライフステージで「人権」を大切にする考えが発達してきた。

1. ちょっと立ち止まって！

【問】 次の「発言」をどのように感じますか？

「かわいそうな人だね！」（「白い杖」や「車いす」の人を見かけて、親が子に）

《立場の弱い人に接して》

- 「他人の心身の痛みは見えないこと」への認識
- 「相手の立場から考える姿勢」を保つこと

《様々な視点から》

-
-
-

- ◆ 身の回りに潜んでいる雑多な「予断や差別意識」に気づきましょう！
- ◆ “気づき”が自分の“人権感覚”を活性化します

- ・自分に誇りが持てるよ。
- ・他人のために役立っているな。
- ・似ているからうれしく、
違うから楽しい。

2. 「人権」の2つの本質的価値 (A, B)

A 人は皆「尊厳をもった存在」であること (=個人の尊厳)

◇ 一人ひとりが「自分という人生の主役」

“たったひとりしかいない自分を、たった一度しかない一生を、ほんとうに生かさなかったら、人間、生まれてきたかいがないじゃないか” (山本有三『路傍の石』)

B 皆「一人ひとりが違う人」。その違いを受け容れあうこと (=違いと受容)

◇ 人は一人ひとり違う、異なることが自然。(個性、多様性)

“みんなちがって、みんないい” (金子みすゞ『私と小鳥と鈴と』)

● 人権の「A, B 2つの価値」を認め実践することが大事です。

- ・「人間関係が上手くいかない」「虐待やハラスメントを引き起こす」のは、「A, B 2つの価値」への無理解や偏見が大きな要因だと考えられる。

● 人権は「お互いの違い」を認め、互いを尊重し合って守られる。

- ・「お互い様」という気持ちを大事にしたい。

■ 「人権意識」の意味

「人権意識」は「人権を守る精神」、「人を大事にする感性」

◇ 自分を大事にするように相手を大事にすること。

- ・「人権意識」はその人の品格や人柄を示す一つのバロメーター。

3. 「世界人権宣言」について [昭和 23 (1948) 年]

● 本宣言は人権尊重についての「世界共通の認識」

- ◆ 「世界人権宣言」は、昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日の国連総会で、人権順守について「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として採択された、初めての国際的人権宣言。

- ・第二次世界大戦では、兵士をはじめとして数千万人が命を奪われた。「このような悲劇が二度と起こらないように」という世界中の願いとなって、「人権」国際基準が作り上げられた。

- ◆ 「世界人権宣言」は「30条の具体的な人権項目」からなる普遍的人権の原則。

◀資料▶ 「世界人権宣言 30条」(やさしい訳)

4. 日本国憲法は「基本的人権」を保障 [昭和 22 (1947) 年]

【問】 憲法が掲げる「3つの基本原則」とは？ (① _____ ② _____ ③ _____)

① (「国民主権」) ② (「平和主義」) ③ (「基本的人権の尊重」)

• 国の政治の決定権は国民が持ち、政治は国民の意思に基づいて行われる。
• 国会議員の選挙は、国民の国政参加の重要な機会

• 戦争と戦前の軍国主義への反省から、恒久の平和を求めて戦争放棄を宣言

• ①平等権 ②自由権 ③社会権
④参政権 ⑤請求権 など「基本的人権」を定めて保障。
• 人権の保障は「個人の尊重」の原理に基づく。

《日本国憲法 ～主要な人権条項～》

(第97条:基本的人権の本質)

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(第11条:基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(第12条:自由及び権利保持の責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(第13条:人格権、個人の尊重)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(第14条:平等原則)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(2項・3項 省略)

二人は、なぜ「差別」をするのか？

1. 「差別」とは？

- 「正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと」(広辞苑)

“人として最も恥すべき人権侵害”
“差別は「差別する側」に100%の責任がある”

(例示) 「子どもや高齢者・障害者虐待」、「部落差別」、「セクハラ・パワハラ・マタハラ」、
「ヘイト・スピーチ」などの「民族差別」、「外国人差別」「宗教差別」

■ 「区別」と「差別」の違い

- 道理にかなった取り扱いか否か

区別……「水と油」「男と女」「日本人とアメリカ人」のような合理的区分で、公平な関係を保ちながら違いを表すこと。
差別……「他よりも不当に低く取り扱うこと」。公正・公平な理由のない格差づけ。
本人の努力によってどうすることも出来ない事柄で不利益な扱いをすること。

2. 「差別」の「具体的な行為」

- | | | |
|----------------|-------|-------------|
| ① 見下す | (尊厳) | —バカにする、侮辱する |
| ② 無視(排除)する | (平等権) | —仲間外れにする |
| ③ 痛めつける(身体・精神) | (自由権) | —傷つける |

3. 「差別」を生む「要因」とは？

- 数々の「社会的な差別」に共通する要因として

- | |
|---|
| ① 予断・偏見……先入観、自分勝手 |
| ② 無知・無関心……勉強不足、誤解、理性欠如 【問】“「愛」の対極にあるものとは？”() (マザーテレサ) |
| ③ 違い・多様性への不寛容……他者尊重の欠如、公正・公平性欠如 |

◆ 無意識に刷り込まれる不合理な情報、先入観や偏見などが「差別」を引き起こす。

4. 心掛けたい適切な表現

■ 無意識に発する会話の中に「相手を傷つけてしまう言葉」はないだろうか？

- 「表現の自由」は尊重すべき「人権」。しかし、「表現の暴力」は許されない。
- まったく気づかず悪気がなくても、相手を傷つけてしまう怖さ。

■ <<注意すべき様々な表現など>>

- ×性転換手術 ⇒ ○性別適合手術
- ×「肌色」(クレヨン等) ⇒ ○うすだいたい
- ×ハーフ ⇒ ○国際児・ダブル
- ×身分証明書 ⇒ ○本人確認書類
- ×外人 ⇒ ○外国人(黒人:アフリカ系〇〇人)
- ×入籍した(婚姻届) ⇒ ○結婚した・婚姻届を提出した

5. 「差別」に共通するもの(本質)

- 本人を見ないで、その属する集団や属性で、
 - 不合理なレッテルを貼って不利益な扱いをする。

少数者側に属している ⇒ 一律にマイナスイメージ、差別の対象

- ◆ 人を、その属性に関わらず「一個人」として、公正に見ること。
- ◆ 「昔から、皆がしていることだから……」という他人事意識を見直すこと。

三 東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」見直し <平成 27 (2015) 年>

● 基本理念

東京都は「オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催決定を契機として、「東京都人権施策推進指針」の見直しを行い、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して、「次の3点」を基本理念として掲げている。

- ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京 (人間尊重)
- ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京 (差別の禁止)
- ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京 (多様性尊重)

● 施策展開に当たっての考え方

- ① 助け合い・思いやりの心の醸成
- ② 多様性への理解
- ③ 自己実現の支援
- ④ 公共性の視点
- ⑤ 公平な機会の確保

2. 東京都が掲げる主な「人権施策推進分野」

● 人権問題は広範にわたっている。

- ◆女性
- ◆同和問題（部落差別）
- ◆HIV 感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等
- ◆犯罪被害者やその家族
- ◆インターネットによる人権侵害
- ◆災害に伴う人権問題
- ◆性的マイノリティ（性自認、性的指向）
- ◆刑を終えて出所した人
- ◆子供
- ◆アイヌの人々
- ◆高齢者
- ◆外国人
- ◆北朝鮮による拉致問題
- ◆ハラスメント
- ◆路上生活者
- ◆個人情報の流出やプライバシー侵害 ほか

出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

■ <<視聴覚教材視聴>> 法務省人権擁護局

- 「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」
- ①【ドラマ 家庭・地域で見られる偏見や差別】
『誰か』のこと じゃない。」
 - ②「児童虐待編」
 - ③「ドメスティックバイオレンス編」

四 様々な人権テーマ

1. 新型コロナウイルス感染症と人権

- ◆「新型コロナウイルス感染症」が世界中に蔓延、新種変異株も続発し感染の終息が見通せません。感染者や医療従事者、帰国者や外国人等への差別や偏見、SNSでの誹謗中傷も広がっている。
- ◆今、私たちに求められることは「ウイルスに対する科学的な知識」と「主体的に身を守る行動力」、加えて、すべての人を尊重する「人権意識」ではないでしょうか。

<<医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝とエールを！>>

- ・医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別意識や偏見をもたないこと。

<<感染者とその家族に思いやりを！>>

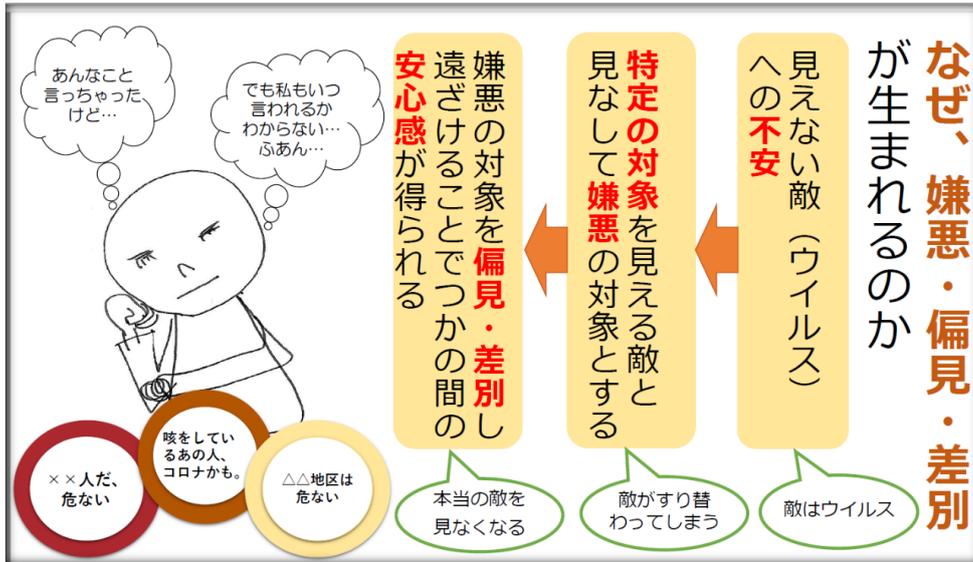
- ・ウイルスはどんなに気をつけていても誰でも感染する可能性があり、感染者は被害者です。感染者やその家族には、相手の立場を思いやった姿勢が大切です。

<<正しい情報を確認し冷静な対応を！>>

- ・偏った情報による思い込み、過剰な反応による偏見や差別を行わないこと。

■ 心に潜む「感染症」を取り除く

- ◆未知のウイルスが生む病気への不安や恐れから、本来の敵であるウイルスではなく、ウイルス感染に関わる人々を嫌悪対象に、誹謗中傷し差別することで安心感を得る。それがさらに病気の拡散を呼ぶ。この負の連鎖が、感染症が持つ怖さです。
- ◆私たちの戦うべき相手は「人ではなくウイルスだ」ということを忘れてはならない。



【出典：新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～
（日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部編）】

2. 同和問題の解消に向けて

- 「同和問題（＝部落差別）」は、かつて前近代社会で形成された差別意識が現代にまでとり残されてきた人権問題。その解決は「国の責務」で「国民的課題」とされている。
- 平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行された。
- 「生まれたところで差別する」など不合理な偏見や差別は、現代の私たちの世代で解消すべき課題です。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題（出典：「みんなの人権（東京都編集・発行）

《部落差別の社会的現実》

- ・インターネット書き込み……部落差別を助長する目的で、一定地域を同和地区であると指摘する
- ・差別的な落書き・張り紙……駅構内トイレ、路線バス、道路標識、清掃工場内などの公共施設等
- ・戸籍謄本不正入手……「職務上請求が認められる有資格者（行政書士、司法書士、弁護士等）」による不正入手など

- ・結婚差別…………… 根深い差別意識が残っている（国や東京都のアンケート調査結果など*）
- ・土地差別…………… 不動産取引に際し、行政機関に同和地区に関する問合せを行うなど

*法務省による実態調査結果出典:「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（法務省 令和2年6月）

- ① 部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減は認められないが、インターネット上で行われた事案は増加傾向にある。
- ② 「不当な差別であるを知っていても、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否かを気にする」と答えた人が **15.7%**に上るなど、心理面における偏見や差別意識は依然残っており、このような意識が、結婚に関する差別事象につながっている可能性がある。

■ 平成 28(2016)年「部落差別解消推進法」施行（「部落差別の解消の推進に関する法律」）

≪「部落差別解消推進法」の理念と目的≫

- ① 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であること。
- ② 部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めている。

- ◆ 東京都は、この法律に基づき、同和問題への理解と差別意識の解消に向けた教育・啓発のほか、就職差別をなくすための企業などへの啓発や、差別につながる調査をしない、させないための啓発など、様々な取組を進めている。

- 「解放令(明治4年)」からすでに 152年 経過。
- そっとしておけば 自然に解消する問題 でない。

3. 高齢者・障害者・児童の「虐待問題」

- ◆ 高齢者・障害者・児童の分野では様々な人権問題が生じている。とりわけ、「虐待」はもっとも深刻な人権侵害であり、近年、大きな社会問題となっている。

■ 「虐待」の現状

- 令和2年度「虐待の事実が認められた人数（全国）」（厚生労働省）

| | | |
|------|----------|------------------|
| ・高齢者 | 17,876名 | （うち養護者から17,281名） |
| ・障害者 | 2,898名 | （ // 1,768名） |
| ・児童 | 205,029名 | ・児童相談所の相談対応者数 |

- 令和2年度「虐待に伴う死亡者数（全国）」（厚生労働省）

| | |
|--------|-----|
| ・児童虐待 | 57人 |
| ・高齢者虐待 | 25人 |

■ 「虐待」の5つのパターン

- **身体的虐待**

身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく身体を拘束する行為 <具体例>平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など

- **放棄・放置（ネグレクト）**

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の放置その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
<具体例>食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置する、など

- **心理的虐待**

著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
<具体例>怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をする、など

- **性的虐待**

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
<具体例>性的な行為や接触を強要する、わいせつな会話、わいせつな映像を見せる、など

- **経済的虐待**

高齢者および障害者対象財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること
<具体例>年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

■ 虐待「早期発見」の重要性と国民の「通報義務」

- 第一に「早期発見」と「早期対応」を国と地方公共団体の公的責務のもとで促進するのが「虐待防止法」の目的です。
- また、国民に「通報義務」を課しました。被害者のみならず加害者にとっても虐待が深刻化する前に防止を図る対応が求められていることです。

(1)「高齢者虐待防止法」について <平成 18 (2006)年施行>

(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)

◆日本は世界第 1 位の超高齢社会に

- 日本は平均寿命の大幅な伸びと少子化の進行により、社会は急速に高齢化しています。令和 4 年 9 月の時点で、65 歳以上の高齢者人口は 3,627 万人となり、総人口に占める割合は 29.1%といずれも過去最高で、日本の高齢者人口の割合（高齢者比率）は世界最高です。
- 75 歳以上は 1,937 万人（総人口の 15.5%）と、初めて総人口の 15%を越えました。
(出典：総務省 統計トピックスNo.132「統計からみた我が国の高齢者」)

- このような超高齢化が急速に進んでいる状況の中で、身内や介護者からの高齢者に対する虐待など、高齢者の人権問題が大きな社会問題となったことから、「**高齢者虐待防止法**」が施行されました。

◆「高齢者虐待防止法」の目的

高齢者の権利と利益を擁護することを目的に、高齢者虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進すること。

- 「虐待の有無」は本人の自覚を問わず、具体的に当人の人権や利益が侵害されているか否かで判断される。(厚生労働省の調査では、被害を受けた高齢者の 54.1%が被害の自覚がない実態がある。)

《高齢者虐待を防ぐためには》

- 虐待を防ぐためには、地域社会で高齢者を日常的に見守る環境が必要です。また、意欲のある高齢者については自治会などで、経験や知識が尊重され活用される環境づくりが大切です。
- 年齢を問わず、加齢に伴う身体機能の変化を正しく理解し、高齢者が気持ちよく暮らせる地域社会の実現に向けて、お互いに協力し合うことが求められます。

(2) 「障害者虐待防止法」について <平成 24 (2012) 年施行>

◆ 「障害者虐待防止法」の目的

- 障害者に対する虐待の禁止
- 障害者虐待の予防および早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務を定める。
- 虐待を受けた障害者に対する保護および自立のための支援のための措置を定める。
- 養護者の支援に関する施策を促進する。

◆ 「障害者に対する虐待の禁止」の周知徹底

- 「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と宣言。
- これは、「虐待禁止」を法律で規定しなければならないほど、あらゆる場所で多くの人が侵す恐れのある深刻な人権侵害であることを強くアピールしたものだ。

◆ 「身体拘束が虐待であること」を明文化

- 身体拘束が「虐待」であることを明文化したことは、拘束が切実な問題であることを反映。
- 必要性がないのに閉じ込めたり、ベッドや椅子、机、柱などに縛り付けることのみならず、睡眠薬や鎮痛薬などを服用させることも「身体拘束」に該当し「身体的虐待」となる。

(3) 「児童虐待防止法」(改正法施行) について

◆ <一人の人間としての権利の保障>

- 平成元(1989)年、国連において「子どもの権利条約」が採択された。わが国は、この条約を平成6(1994)年に批准し締結国となりました。条約は、子どもにも大人と同様の人権が保障されることや個人として「最善の利益」が考慮されることなどが定められています。
- しかしその後、社会経済の構造が変化し、家庭や地域の子育て機能が低下するに伴って、児童虐待などが深刻な問題となってきました。虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。

◆ <令和2(2020)年「改正児童虐待防止法」施行>

- 改正法では、親権者や里親、児童福祉施設長による「しつけ」としての体罰禁止が明文化されました。また、児童相談所が子どもの安全確保を躊躇なく行えるように、子どもを一時保護する「介入」と保護者の相談に乗る「支援」という機能に応じて担当職員を分け、介入機能が強化されました。

4. 性的マイノリティ（LGBT）の人権

- 近年急速に「性的マイノリティ(LGBTQ)」を巡る社会的な動きが進んでいる。
- 平成27（2015）年、渋谷区と世田谷区が国内で初めて、同性カップルに対して「結婚相当の関係」と認める証明書を発行した。その後、全国的に同様の認定を行う都市が拡大していますが、東京都でも令和4年11月1日より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。
- 将来に向かって一層「性の多様性」が認められ、皆の生き方が尊重される社会となるでしょう。

| | | | |
|----------|---------------------|--|------------|
| L | Lesbian | レズビアン；女性同性愛者 | （性的指向） |
| G | Gay | ゲイ；男性同性愛者 | （性的指向） |
| B | Bisexual | バイセクシュアル；両性愛者 | （性的指向） |
| T | Transgender | トランスジェンダー；出生時に割り当てられた性と異なる性で生きる人、あるいは生きたいと望む人 | （性自認） |
| Q | Questioning / Queer | クエスチョニング / クィアー；自分の性を決められない、分からない、決めない / クィアーは性的マイノリティの総称という意味 | （性自認・性的指向） |

◆ LGBT（LGBTQ）は、代表的な性的マイノリティの頭文字をとってつくられた用語

- ・わが国では「性的マイノリティ」の表現として「LGBT」などが一般化されているが、海外では、少数派に限定せず、「性的指向」と「性自認」を広く言い表す用語として「SOGI」（ソジ）:Sexual Orientation and Gender Identity」という表現も普及している。

◆ キーワードは「性自認」と「性的指向」

- └ 「性自認」とは「心の性」で、自分の性別をどう認識しているか。
- └ 「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか。

- ・どちらも「自分の意思で選んだり変えたりできるものではない」ことを理解したい。

◀ LGBT に該当する人の比率 ▶（各種アンケート調査から）

- 平成28年「日本労働組合総連合会」実施 「LGBTに関する職場の意識調査」より
⇒ LGBT 当事者（20歳から59歳まで） **8.0%**
- 令和元年「株式会社 LGBT 総合研究所」実施 「LGBT 意識行動調査2019」より
⇒ 性的少数者（LGBT 含む）（20歳から69歳まで） **10.0%**

《国際社会や国内での改善への動き》

- ① 平成2（1990）年、WHO（世界保健機関）は「性的指向」について国際疾病分類の治療対象から除外し、日本精神神経学会も平成7（1995）年に同様の基準を採用した。
また、令和元年（2019）年、WHOは「性同一性障害」を「精神疾患」から除外し「性の健康に関連する状態（性別不合）」に分類した。
- ② 平成16（2004）年、「性同一性障害特例法」が施行され、一定の基準を満たせば戸籍の性別を変えることが可能となりました。性別取扱い変更者数は年々増加し、令和2年までの累計人数は10,301人となっている。（裁判所司法統計より）

《「カミングアウト」と「アウティング」》

◇ カミングアウト

自分がLGBTQであることを告白すること。

- ・ 誰にも言えず悩んでいる人々がいる。

◇ アウティング

本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露すること。（プライバシー権の侵害）

- ・ アウティングは、当事者の命を奪うほどの差別行為となる。

- 自分の周りにも、様々なタイプの性的指向や性自認をもって暮らしている人々がいることを認識し理解することが大事。
- 人権尊重の本質的意義は、互いの違い（多様性）を乗り越えて認め合うことです。

5. 災害に伴う人権問題

× 「災害は忘れたころにやってくる！」 ⇒ ○ 「災害は必ずやってくる！」

○ 「災害が発生した時こそ！」一人一人に配慮することが大切です。

- ◆災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者に大きな被害をもたらします。こうした時こそ、一人一人が被災した方々の状況や心情を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。
- ◆災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。このため、地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが大切です。

出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

- ◆避難生活の長期化に伴うトラブルや心ない風評被害が発生することも想定されます。根拠のない情報や偏見で差別することなく被災者の方々の困難を受け止めることが大切です。

五 地域のつながりを強めるために

- ◆ 民生委員・児童委員の第一の職務は、行政サービスを必要とする人、援助を必要とする人が、自身のニーズにあった福祉サービスを選択・利用できるよう相談に応じ援助をすること
- ◆ 対象となる人々や世帯が抱えている各種の問題や悩みごとを受け止め、解決するために必要な情報を提供したり、専門機関に橋渡しをしたり、それぞれの問題解決に最も適切な援助を行う大切なことは、民生委員・児童委員一人で問題を解決しようと考えないこと
- ◆ 人と人との間隙を埋めるのが「コミュニケーション」です。効果的な技法が、人権感覚を備えた「傾聴」と「コミュニケーション」

1. 基本は「傾聴」の姿勢

- ◆最も大切なことは、「あなたの話を真剣に受け止めています」というメッセージが相手に伝わること。そのためには、集中して相談者の話を聴くことが重要です。

《その効果》

- ① 悩みや心配事がある時、誰かに話をしっかり聴いてもらうことで、気持ちが落ち着く。
- ② 話す過程で問題点を相談者が自ら客観視でき、解決の方向性を見つけることにつながる。
- ③ ①, ②を通し、より相談しやすい「信頼関係」の構築につながる。

2. 対応のマナーとコミュニケーション

(1) すべての人を大切に「お互い様の心」で

- ① 敬意を払った挨拶から
- ② 先入観や偏見は持ち込まない
- ③ 相手のプライドを尊重する

(2) 自分の「表情と姿勢」を整えて

- ① 相手の感情に寄り添った表情で
- ② 目線を合わせ姿勢を正して
- ③ 話しやすい雰囲気

(3) 心地よい「言葉づかい」で

- ① まず、敬語で話しかける
- ② 丁寧に明瞭な発音で
- ③ 言葉は短く、分かりやすく

(4) 適切な距離を保つて

- 親しくなっても「なれなれしい話し方」はしない
 - ・ 親しみとなれなれしさは違う

(5) 外国人など言葉の理解が困難な人には

- ① ゆっくり、はっきりと話す
- ② 文節を短く区切って、短い言葉にする
- ③ 主語と動詞を明確化する
- ④ 大事な部分は繰り返す、理解を促し確認する
- ⑤ あいまいな言い方は避ける
 - ・ 肯定・否定をはっきりさせる（はい、いいえ）
 - ・ 「大丈夫です」などどちらとも取られることは言わない
 - ・ 「多少、できるだけ」は数量・時間などで具体的に示す
- ⑥ メモやイラストも活用する

以上